令和8年度 認可保育所・認定こども園一覧

R8.6

施設名			所在地	電話番号	開所時間 ※1	定員	受入年齢 ※2	バス ※3	小学校区
認可保育所	市立	みなと保育園	亀ケ崎六丁目10-1	24-3710	7：00～19：00	140人	2か月～就学前		亀ヶ崎
		八幡保育園	麓字上川原35	64-2068	7：00～18：30	70人			八幡
		松山保育園	字山田20-1	61-4820	7：00～18：30	60人			松山
		平田保育園	飛鳥字堂之後75	52-2135	7：30～19：00	150人			南平田
	法人立等	亀ケ崎保育園	亀ケ崎三丁目14-29	22-2013	7：00～19：00	90人			亀ヶ崎
		若浜保育園	若浜町21-15	22-0325	7：15～19：00	70人			若浜
		泉保育園	東泉町四丁目6-1	26-0044	7：15～19：00	60人			泉
		北新橋保育園	北新橋一丁目7-1	24-8343	7：15～19：00	90人			富士見
		酒田報恩会保育園	栄町9-30	43-1151	7：15～19：00	60人			琢成
		小鳩保育園	千石町一丁目5-40	22-3594	7：00～19：00	90人			亀ヶ崎
		宮野浦保育園	宮野浦三丁目12-23	31-0816	7：30～19：00	50人			宮野浦
		若宮保育園	若宮町一丁目18-1	31-2245	7：30～18：30	70人			宮野浦
		西荒瀬保育園	宮海字新林661	34-2255	7：00～18：30	90人		○	西荒瀬
		新堀保育園	木川字アラコウヤ35	93-2103	7：30～18：30	50人			新堀
		浜中保育園	浜中字上村383-8	92-2447	7：30～18：30	30人			浜中
		黒森保育園	黒森字草刈谷地77	92-2448	7：30～18：30	30人			黒森
		東平田保育園	関字向126-2	94-2341	7：15～18：45	40人		○	平田
		中平田保育園	熊手島字道の上熊興屋35	22-9627	7：00～18：30	70人		○	平田
		北平田保育園	漆曽根字千刈10-2	25-2850	7：00～18：30	40人		○	平田
		本楯保育園	本楯字前田65-1	28-2136	7：00～20：00	60人		○	鳥海
		鳥海保育園	米島字棘田48-2	28-2158	7：30～18：30	30人		○	鳥海
		子供の園	中町一丁目6-1	24-1382	7：30～19：00	30人			浜田
		あづまこども園	東町一丁目20-9	23-7203	7：00～19：00	40人	2か月～3歳児		若浜
認定こども園 ※4		木の実こども園	あきほ町661-9	21-5580	7：00～19：00	95人	2か月～就学前		松原
		酒田ふたば園	日吉町一丁目1-7	22-1224	7：30～19：00	60人			琢成
		広野保育園	広野字中通40-3	92-2445	7：15～18：15	70人			広野
		十坂こども園	十里塚字村東山157	31-1670	7：00～18：30	150人		○	十坂
		うえだこども園	上野曽根字上中割49	25-2209	7：00～18：30	85人		○	鳥海
		アテネ認定こども園	若原町1-44	22-2789	7：00～19：00	125人		2歳児以上利用可	亀ヶ崎
		若草幼稚園・若草ベビールーム	日吉町一丁目4-34 (北新町一丁目1-58)	22-2132	7：30～19：00	130人		3号認定を除き利用可	琢成
		浄徳幼稚園・じょうとく保育園	みずほ二丁目2-4 (大町8-33)	26-1232	7：30～19：00	145人		3号認定を除き利用可	松原
		酒田幼稚園	寿町1-80	22-0454	7：30～19：00	65人	1歳児～就学前	2歳児以上利用可	琢成
		酒田第二幼稚園	若宮町二丁目11-15	31-2255	7：30～19：00	30人		3号認定を除き利用可	宮野浦
		天真幼稚園	富士見町三丁目2-117	22-7252	7：30～19：00	120人		3号認定を除き利用可	富士見
事業所内保育事業所		オランジェリー山形第1保育園	京田4-1-1	41-0716	7：30～20：30	19人	5か月～2歳児		広野
認可外保育所		ニチイキッズ酒田にいだ保育園	新井田町14-16	21-1031	7：30～18：30	18人	約2か月～2歳児		浜田
		オランジェリー山形第2保育園	京田4-1-8	41-0970	7：30～20：30	42人	5か月～5歳児		広野

◇ この一覧は令和8年4月時点の内容のため、今後記載の内容が変更となる場合があります。

※1保育時間については、保育を必要とする理由や就労時間などにより、保育標準時間(最長11時間)か保育短時間(最長8時間)を市が認定します。延長保育の時間や料金は施設ごとに異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

※2 2か月とはこの場合、主に産後8週の翌日となる生後57日からを指します。

※3 バスの運行地域・時間帯等については各施設へお問い合わせください。

※4 認定こども園については、利用者負担額（保育料）のほかに入園料や特定負担金などがかかる場合があります。詳しくは各認定こども園へお問い合わせください。